

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年12月20日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	3・4号機スチームドレン処理建屋において、協力企業の作業員が弁駆動部の運搬作業中に体勢を崩し、運搬していた弁駆動部を落下させ、右足首を負傷したため、業務車にて病院へ搬送及び対応検討	A	12月20日公表済 (PDF15KB)

その他：23件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉圧力容器スタッドテンションの点検時、ボルト・ナット着脱用グリップハンドル部板バネの劣化による制御スイッチの動作不良等が認められたため、当該部を修理	D	
2	1号機	原子炉補機冷却水系熱交換器（A）において、チューブリークの可能性が認められたため、当該熱交換器を点検・修理	D	
3	2号機	補機冷却海水系熱交換器廻りの弁点検時、海水ベント弁等（4台）の弁体・弁座シート面等に腐食が認められたため、当該弁を修理	D	
4	2号機	相分離母線冷却器の通水確認時、冷却器（A・B）内部に水のにじみが認められたため、当該冷却器を修理	D	
5	2号機	主油タンク室中間ファンネルから電動機駆動原子炉給水ポンプ室スチームドレンファンネルへの排水配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
6	2号機	燃料プール冷却材浄化系ろ過脱塩器プリコートポンプ戻り弁において、グランドリーク（増締めにて対応済）が認められたため、当該弁を点検	対象外	
7	2号機	計器設定に関する確認において、排ガスフィルタA/B差圧変換器の計器仕様表記載の計器番号に誤記等（5件）が認められたため、対応検討	C	
8	2号機	ほう酸水貯蔵タンクレベル計の点検・校正データにおいて、備考欄に記載の不感帯の値に誤記が認められたため、対応検討	D	
9	3号機	取水設備洗浄ポンプ（C）の点検時、上部シャフトの振れ計測値に許容値外れが認められたため、当該シャフトを交換	D	
10	3号機	低圧復水ポンプ出口サンプル流量指示積算計において、実測値と当該計器の指示値に誤差が認められたため、当該積算計を点検・修理	D	
11	5号機	燃料プール冷却材浄化系ろ過脱塩器（A）ドレン弁等（2台）の点検時、リミットスイッチ用フレキシブル電線管に破損が認められたため、当該電線管を交換	D	
12	5号機	廃棄物処理系床ドレンろ過器廻り空気作動弁の点検時、リミットスイッチ用フレキシブルチューブコネクタに破損が認められたため、当該コネクタを交換	D	
13	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液貯蔵タンク廻り空気作動弁（3台）の点検時、フレキシブル電線管及びコネクタに破損が認められたため、当該電線管及びコネクタを交換	D	
14	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液貯蔵タンク廻り空気作動弁（3台）の点検時、駆動用ルーブリケータよりエアリークが認められたため、当該ルーブリケータを交換	D	
15	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液類排出タンク及び廃棄物輸送容器用コンテナのレベル記録計において、チャート紙収納カバーに破損が認められたため、当該カバーを点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	5号機	原子炉補機冷却水系熱交換器伝熱管の渦流探傷検査時、容器検査の非破壊検査用渦流探傷装置に不具合が認められたため、当該渦流探傷装置を修理	D	
17	5号機	使用済樹脂貯蔵タンク液位記録計において、動作不良（チャート紙送り不可）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
18	5号機	原子炉建屋換気空調系排気処理装置内のフィルタ（バグタイプ）の一部に破損が認められたため、当該フィルタを交換及び対応検討	C	
19	6号機	廃棄物処理建屋換気空調系給気処理装置（A）において、入口扉にボルトの腐食による開閉不良が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
20	6号機	廃棄物処理建屋換気空調系給気ファンにおいて、ヒーティングコイルのフィンに著しい腐食が認められたため、当該部品を修理	D	
21	集中環境施設	可燃性雑固体焼却設備（B）雑固体供給用スライドダンパ廻りのリミットスイッチ点検時、接点抵抗測定値に管理値超えが認められたため、当該リミットスイッチ（5台）を修理	D	
22	集中環境施設	可燃性雑固体焼却炉（A）燃焼排ガス1次セラミックフィルタ（A・B・C・D）において、詰まりが認められたため、当該フィルタを交換	対象外	
23	その他	海生物処理設備排水受入槽の点検時、排水処理ポンプ（A・B）リサイクル配管に汚泥の詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで